議案第54号

令和3年度 北秋田市一般会計補正予算(第3号)

令和3年度北秋田市一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ345,054千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,267,562千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年6月17日 提出

北秋田市長 津谷永光

			款							項			補正前の額	補 正 額	計
13 分	担	金	及	び	負	担	金						221,076	505	221,581
								2 負		担		金	221,075	505	221,580
14 使	用	料	及	び	手	数	料						276,011	2,250	278,261
								1 使		用		料斗	219,773	2,250	222,023
15 国		庫	3	支	出		金						2,646,887	63,904	2,710,791
								1 国	庫	負	担	金	1,380,429	8,960	1,389,389
								2 国	庫	補	助	金	1,261,733	54,214	1,315,947
								3 国	庫	委	託	金	4,725	730	5,455
16 県		支			出		金						1,513,024	12,825	1,525,849
								1 県	負		担	金	689,581	2,318	691,899
								2 県	補		助	金	704,107	10,507	714,614
18 寄			ß	付			金						500,551	100,100	600,651
								1 寄		附		金	500,551	100,100	600,651
19 繰)	λ			金						1,337,947	127,965	1,465,912
								1 特	別 会	計	繰	入 金	34,345	481	34,826
								2 基	金	繰	λ	金	1,303,602	127,484	1,431,086
21 諸			Ц	X			入						505,997	18,605	524,602
								5 雑				入	88,273	18,605	106,878

	款			項		補正前の額	補正額	計
22 市		債				2,513,000	18,900	2,531,900
			1 市		債	2,513,000	18,900	2,531,900
	歳	λ	合	計		22,922,508	345,054	23,267,562

歳 出

	款					項					補正前の額	補 正 額	計
1 議	会	費									177,625	11,403	189,028
			1 議			会				費	177,625	11,403	189,028
2 総	務	費									2,619,574	163,631	2,783,205
			1 総	務		管		理		費	2,219,089	172,386	2,391,475
			2 徴			税				費	162,508	7,865	154,643
			3 戸	籍住	民	基	本	台	帳	費	89,547	4,560	84,987
			4 選			挙				費	118,488	5,743	124,231
			5 統	計		調		查		費	8,373	3	8,370
			6 監	查		委		員		費	21,569	2,070	19,499
3 民	生	費									6,243,338	35,928	6,279,266
			1 社	会		褔		祉		費	3,964,273	1,484	3,965,757
			2 児	童		褔		祉		費	1,563,262	28,377	1,591,639
			3 生	活		保		護		費	709,074	1,389	710,463
			4 災	害		救		助		費	1	2,499	2,500
			5 国	民	年	金	事	į	務	費	6,728	2,179	8,907
4 衛	生	費									2,812,229	21,233	2,833,462
			1 保			健				費	400,206	23,609	423,815
			2 衛			生				費	183,934	202	184,136

													T		(丰田・口コ)
		款							項				補正前の額	補 正 額	計
						4 水			道			費	288,574	963	287,611
						5 病			院			費	991,591	1,615	989,976
6 農	林	水	産	業	費								1,004,877	30,551	1,035,428
						1 農			業			費	631,586	7,344	638,930
						2 林			業			費	371,728	23,490	395,218
						3 水		産		業		費	1,563	283	1,280
7 商		I			費								715,783	51,608	767,391
						1 商			I			費	715,783	51,608	767,391
8 ±		木	•		費								2,816,248	2,306	2,818,554
						1 土	木		管		理	費	111,524	9,955	101,569
						2 道	路	橋	IJ	ょ	う	費	1,765,357	5,968	1,771,325
						4 都	市		計		画	費	87,025	5,930	92,955
						5 住			宅			費	179,860	198	180,058
						6 公	共	下		水	道	費	649,392	165	649,557
9 消		防	į		費								1,391,445	2,617	1,388,828
						1 消			防			費	1,391,445	2,617	1,388,828
10 教		育			費								2,299,219	35,346	2,334,565
						1 教	育		総		務	費	351,719	8,797	360,516

款			項		補正前の額	補正額	計
	2 小	学	校	費	238,409	6,156	232,253
	3 中	学	校	費	173,010	5,807	178,817
	4 社	会	教 育	費	1,107,420	3,759	1,111,179
	5 保	健	体 育	費	428,661	23,139	451,800
11 災 害 復 旧 費					38,004	4,335	33,669
	1 農 林	水産業が	拖 設 災 害 復	日費	23,278	2,331	20,947
	2 公 共	土木施	設 災 害 復	旧費	14,726	2,004	12,722
歳出	合	計	-		22,922,508	345,054	23,267,562

追 加

追		
事項	期間	限度額
道の駅たかのす整備事業基本設計業務委託	令和4年度	千円 23, 199
北 秋 田 市 農 林 水 産 物 直 売 ・ 食 材 供 給 施 設 指 定 管 理 料	令和4年度 ~ 令和5年度	4, 072
北秋田市打当温泉マタギの湯・北秋田市 ふるさとセンター(マタギ資料館)・北秋田市 農業者健康管理施設指定管理料	令和4年度 ~ 令和5年度	48, 726
北秋田市森吉山荘指定管理料	令和4年度 ~ 令和5年度	8, 078
北秋田市クウィンス森吉指定管理料	令和4年度 ~ 令和5年度	31, 582

第3表 地方債補正

追 加

	起	債	Ø	目	的		限度額	起債の方法	利	率	償	還	Ø	方	法
幸	屋	線	改	良	事	業	千円 6,500	証書借入 又 は 証券発行		し方式で借り入れる 率の見直しを行った 亥見直し後の利率。	ただし 償還期		の都合に し、又は	より据置 繰上償還	期間及びもしくは

変更

<u> </u>														
	起	債	Ø	В	的			補	正	前	神	甫	正	後
	Æ.	貝	0)	P	ну		限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
林	道	改		良	事	業	千円 30,300	証書借入 又 は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後に おいては、当該見直 し後の利率。	借入先の融資条件に よる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及 び償還期限を短縮し、 又は繰上償還もしく は低利に借換えする ことができる。	千円 42,700	補正前と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

議案第55号

令和3年度 北秋田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和3年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,355千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,325,697千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

令和3年6月17日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

歳入

	款				項				補正前の額	補 正額	計
5 繰	入	金							314,073	10,355	324,428
			1 他	会	計	繰	入	金	310,126	10,355	320,481
	歳	λ	合		計				3,315,342	10,355	3,325,697

歳出

	款				項			補正前の額	補正額	計
1 総	務	費						67,517	10,355	77,872
			1 総	務	管	理	費	60,827	10,355	71,182
	歳	出	合		計			3,315,342	10,355	3,325,697

議案第56号

令和3年度 北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算(第1号)

令和3年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,438千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,200千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

令和3年6月17日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

歳入

		款						項					補正前の額	補 正 額	計
1 診	療		収	入									98,290	3,073	101,363
					2 そ	の	他	の	診	療	収	入	11,815	3,073	14,888
3 繰		λ		金									54,301	2,314	51,987
					1 他	会		計	繰		λ	金	54,301	2,314	51,987
6 国	庫	支	出	金									0	679	679
					1 国	J	庫	Ř	甫	助		金	0	679	679
		歳		λ	合	i		計					153,762	1,438	155,200

歳 出

	款				項			補正前の額	補 正 額	計
1 総	務	弗貝						86,294	787	87,081
			1 施	設	管	理	費	86,294	787	87,081
2 医	業	油						66,468	651	67,119
			1 医		業		費	66,468	651	67,119
	歳	出	合		計			153,762	1,438	155,200

議案第57号

令和3年度 北秋田市介護保険特別会計補正予算(第1号)

令和3年度北秋田市介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,682千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,698,611千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和3年6月17日 提出

北秋田市長 津谷永光

歳入

	款					項			補正前の額	補 正 額	計	
7 繰	λ	金								982,971	3,682	986,653
			1 —	般	会	計	繰	入	金	885,027	3,682	888,709
	歳	入	合			計				5,694,929	3,682	5,698,611

歳出

			款				項						補正前の額	補正額	計	
1 総			務			費								89,150	426	89,576
							1 総	矛	务	管	理	∄	費	54,886	426	55,312
3 地	域	支	援	事	業	費								195,273	3,256	198,529
							1 地	域	支	援	事	業	費	195,273	3,256	198,529
			歳		出		合			計				5,694,929	3,682	5,698,611

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事項	期間	限	度	額	
北 秋 田 市 地 域 包 括 支 援セ ン タ ー 運 営 業 務 委 託	令和4年度 ~ 令和6年度			千 199, 395	千円

議案第58号

令和3年度 北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算(第1号)

令和3年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,618千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206,895千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

令和3年6月17日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

歳入

		款			項								補正前の額	補 正 額	計
1 診	療		収	入									102,244	1,275	103,519
					2 そ	の	他	の	診	療	収	入	9,934	1,275	11,209
4 繰		λ		敨									84,758	14,985	99,743
					1 他	会		計	繰		λ	金	84,758	14,985	99,743
6 国	庫	支	出	金									0	1,358	1,358
					1 国	J	車	補	Ħ	助		金	0	1,358	1,358
		歳		λ	合			計					189,277	17,618	206,895

歳 出

										(1 1 1 1 1 2 7
	款				項			補正前の額	補正額	計
1 総	務	費						140,599	16,744	157,343
			1 施	設	管	理	費	140,599	16,744	157,343
2 医	業	費						29,307	874	30,181
			1 医		業		費	29,307	874	30,181
	歳	出	合		計			189,277	17,618	206,895

議案第59号

令和3年度 北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算(第1号)

令和3年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ625千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206,698千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

令和3年6月17日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

歳入

		款			項							補正前の額	補 正 額	計	
1 診	療		収	入									126,376	1,707	128,083
					2 そ	の	他	の	診	療	ЦΣ	入	26,056	1,707	27,763
3 繰		λ		盼									80,374	3,011	77,363
					1 他	会	•	計	繰		λ	金	80,374	3,011	77,363
5 国	庫	支	出	金									0	679	679
					1 国		庫	Ř	甫	助		金	0	679	679
		歳		Д	合	ì		計					207,323	625	206,698

歳 出

	款				項			補正前の額	補 正 額	計
1 総	務	弗貝						159,713	1,061	158,652
			1 施	設	管	理	費	159,713	1,061	158,652
2 医	業	真						30,168	436	30,604
			1 医		業		費	30,168	436	30,604
	歳	出	合		計			207,323	625	206,698

議案第60号

令和3年度 北秋田市前田財産区特別会計補正予算(第1号)

令和3年度北秋田市前田財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ481千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,643千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

令和3年6月17日 提出

北秋田市長 津谷永光

歳入

	款			項		補正前の額	補 正 額	計
2 繰	越	金				1,472	481	1,953
			1 繰	越	金	1,472	481	1,953
	歳	Л	合	計		3,162	481	3,643

歳 出

	款				項						補正額	計
4 諸	支	出	金							1,719	481	2,200
				1 他	会	計	繰	出	金	1,300	481	1,781
	歳		出	合		計				3,162	481	3,643